

『乙種4類 危険物取扱者試験 2019年版』
に関するお詫びと訂正のご案内

『乙種4類 危険物取扱者試験 2019年版』の内容について誤りがありましたことを、心よりお詫び申し上げます。以下の通り訂正致しますので、お手持ちの本書に加筆訂正をお願い致します。

ご迷惑をおかけ致しまして誠に申し訳ございません。

よろしくお願ひ申し上げます。

初 版

P22	誤	〔製造所等の設置・変更の申請先〕									
		施設の設置・変更									
		製造所等	消防本部及び消防署を設置している市町村の区域 (移送取扱所を除く)	その区域を管轄する 市町村長等(削除)							
			消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域 (移送取扱所を除く)	その区域を管轄する 都道府県知事							
		移送取扱所	消防本部及び消防署を設置している1つの市町村の区域	その区域を管轄する 市町村長等(削除)							
			消防本部及び消防署を設置していない市町村の区域、 または2つ以上の市町村にまたがる区域	その区域を管轄する 都道府県知事							
2つ以上の都道府県にまたがる区域	総務大臣										
P63	誤	<p>■ 定期点検の時期と記録の保存</p> <p>◎定期点検は、(略)。</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 地下貯蔵タンクの漏れの点検</td> <td>・ 地下埋設配管の漏れの点検</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、1年を超えない日までの期間内に1回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 移動貯蔵タンクの漏れの点検</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、5年を超えない日までの期間内に1回以上</td> </tr> </table>		・ 地下貯蔵タンクの漏れの点検	・ 地下埋設配管の漏れの点検	設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 1年 を超えない日までの期間内に1回以上		・ 移動貯蔵タンクの漏れの点検		設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 5年 を超えない日までの期間内に1回以上	
	・ 地下貯蔵タンクの漏れの点検	・ 地下埋設配管の漏れの点検									
設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 1年 を超えない日までの期間内に1回以上											
・ 移動貯蔵タンクの漏れの点検											
設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 5年 を超えない日までの期間内に1回以上											
正	<p>■ 定期点検の時期と記録の保存</p> <p>◎定期点検は、(略)。</p> <table border="1"> <tr> <td>・ 地下貯蔵タンクの漏れの点検</td> <td>・ 地下埋設配管の漏れの点検</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、1年を経過する日の属する月の末日までの間に1回以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・ 移動貯蔵タンクの漏れの点検</td> </tr> <tr> <td colspan="2">設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、5年を経過する日の属する月の末日までの間に1回以上</td> </tr> </table>		・ 地下貯蔵タンクの漏れの点検	・ 地下埋設配管の漏れの点検	設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 1年を経過する日の属する月の末日までの間 に1回以上		・ 移動貯蔵タンクの漏れの点検		設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 5年を経過する日の属する月の末日までの間 に1回以上		
・ 地下貯蔵タンクの漏れの点検	・ 地下埋設配管の漏れの点検										
設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 1年を経過する日の属する月の末日までの間 に1回以上											
・ 移動貯蔵タンクの漏れの点検											
設置の完成検査済証(または変更の許可)の交付を受けた日、または前回の漏れの点検を行った日から、 5年を経過する日の属する月の末日までの間 に1回以上											

P151 【問3】 及び 【問4】	誤	<p>【問4】 法令上、警報設備を設置しなくてもよい製造所等は、次のうちどれか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. (略)</p> <p>.....</p> <p>【問3】 製造所等に設置しなければならない警報設備の区分として、規則で定められていないものは、次のうちどれか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. (略)</p>																		
	正	<p>【問3】 法令上、警報設備を設置しなくてもよい製造所等は、次のうちどれか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. (略)</p> <p>.....</p> <p>【問4】 製造所等に設置しなければならない警報設備の区分として、規則で定められていないものは、次のうちどれか。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. (略)</p>																		
P334 【問9】	誤	【問9】 トルエンの性状について、次のうち誤っているのはどれか。																		
	正	【問9】 トルエンの性状について、次のうち誤っている もの はどれか。																		
P344 【問5】	誤	【問5】 軽油の性状について、次のうち誤っているのはどれか。																		
	正	【問5】 軽油の性状について、次のうち誤っている もの はどれか。																		
P227 【問2】	誤	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1.</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶媒</td> <td>比例</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>溶液</td> <td>反比例</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>溶質</td> <td>比例</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>溶質</td> <td>反比例</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>溶液</td> <td>反比例</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 1.	A	B		溶媒	比例	2.	溶液	反比例	3.	溶質	比例	4.	溶質	反比例	5.	溶液	反比例
	<input type="checkbox"/> 1.	A	B																	
	溶媒	比例																		
2.	溶液	反比例																		
3.	溶質	比例																		
4.	溶質	反比例																		
5.	溶液	反比例																		
正	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1.</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td></td> <td>溶媒</td> <td>比例</td> </tr> <tr> <td>2.</td> <td>溶液</td> <td>反比例</td> </tr> <tr> <td>3.</td> <td>溶質</td> <td>比例</td> </tr> <tr> <td>4.</td> <td>溶質</td> <td>反比例</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>溶液</td> <td>比例</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 1.	A	B		溶媒	比例	2.	溶液	反比例	3.	溶質	比例	4.	溶質	反比例	5.	溶液	比例	
<input type="checkbox"/> 1.	A	B																		
	溶媒	比例																		
2.	溶液	反比例																		
3.	溶質	比例																		
4.	溶質	反比例																		
5.	溶液	比例																		